

奈良県人事委員会議事規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 馬場勝也

## 奈良県人事委員会規則第二十二号

奈良県人事委員会議事規則の一部を改正する規則

奈良県人事委員会議事規則（昭和二十六年六月奈良県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

**第三条** 定例会は、毎月二回開催することを例とし、委員長が招集する。

2 臨時会は、委員長が必要があると認めるとき又は委員の過半数の請求があったとき、委員長が招集する。

第四条中「あつた」を「あつた」に改める。

第六条第一項中「よるときは委員長は」を「よるときは、委員長は、」に改め、同条第三項中「もつて」を「もつて」に改める。

第十条第一項を次のように改める。

議事日程は、事務局長が委員長の命を受けて作成する。

第十条第二項中「あつても」を「あつても、」に、「あれば」を「あれば、」に改める。

第十一条第二項第一号中「年月日 時 場所」を「日時及び場所」に改め、同項第二号及び第三号を次のように改める。

二 会議に出席した者の職及び氏名

三 喚問した証人の住所、氏名及び職業

第十一条第二項第四号中「附した」を「付した」に改め、同条第三項中「なつ印」を「記名押印」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。